

7. タクシー事業の概況

タクシー事業については、平成14年の規制緩和により参入や増車は自由化されたものの、サービスの多様化等を通じて需要が増加するという効果が発揮されず、むしろ、多くの地域では景気低迷等により需要が落ち込んだため、供給過剰状態が生じていた。

そうした供給過剰の問題解決を図るため、平成21年10月1日に特措法(※1)が施行され、特定地域として指定された地域では、同法に基づき新規参入や増車について抑制措置が講じられるとともに、協会や各事業者によりタクシー事業の活性化や適正化のための事業再構築が進められた。特措法による措置に一定の成果はあったものの、全体としては、多くの地域で供給過剰が解消されなかったため、供給過剰の早期解決とサービスや安全性の向上の実現を図る目的で、改正特措法(※2)が平成26年1月27日に施行された。九州管内においては、平成26年度に21地域が準特定地域に指定され、公定幅運賃制度が導入された。準特定地域のうち、更なる活性化と供給輸送力の適正化を図る必要がある地域として、平成27年度以降、8地域が特定地域に指定されており、令和3年4月1日現在、3地域が特定地域、16地域が準特定地域に指定されている。

こうした再規制の効果もあり、九州管内の令和2年度末の事業者数は、法人タクシー814社・個人タクシー3,032者となっており、昭和50年度以降多少の変動はあったが、減少傾向が続いている。また、車両数についても、ピーク時である平成17年度の33,521両に対し、令和3年度は、その75%にあたる25,151両となっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、輸送実績が大幅に減少しており、輸送人員については、対前年比40%減(5,872万人減)で、昭和47年度のピーク時の実績である5億6,483万人と比較すると、16%の数値となっている。実働率については、特措法による適正化の取組と近年の運転者不足の影響もあり、令和2年度には53.9%にまで下降している。総営業収入については、平成2年度をピークに減少傾向が続いており、令和2年度は、ピーク時の29%にあたる831億1,992万円となっている。

一方で、実働1日1車あたりの営業収入を見ると、平成21年度が18,416円であるのに対し、令和元年度は21,799円と約18.3%の改善が図られているが、令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により、17,038円にまで減少している。

また、特措法と併せて改正されたタク特法(※3)については、平成27年10月1日からタクシー運転者の登録制度が全国に拡大されており、輸送の安全及び利用者利便の確保を図るため、タクシー運転者には定められた講習を受講した上で登録することが義務付けられている。

※1 特措法＝特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

※2 改正特措法＝特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

※3 タク特法＝タクシー業務適正化特別措置法